

「限度額適用認定証」の申請について [69歳以下の方]

- ★ マイナ保険証を利用されている方は、マイナ保険証で限度額適用認定証の区分が確認できますので、限度額適用認定証の申請は不要です。 ※ 直近 12 ヶ月の入院日数が 90 日を超える住民税非課税世帯の方が入院時の食事代の減額を受ける場合は、別途申請が必要です。

自己負担限度額(月額)

区分	世帯に属する 国保被保険者の 所得の合計		限度額	
			1～3回目	4回目以降(※)
ア	基礎控除後の所得	901 万円超	252, 600円 + (総医療費-842, 000円) × 1%	140, 100円
イ		600 万円超～ 901 万円以下	167, 400円 + (総医療費-558, 000円) × 1%	93, 000円
ウ		210 万円超～ 600 万円以下	80, 100円 + (総医療費-267, 000円) × 1%	44, 400円
エ		210 万円以下	57, 600円	44, 400円
オ	住民税非課税世帯		35, 400円	24, 600円

※ 直近 12 ヶ月以内に、1つの世帯で自己負担限度額を超えた月が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

自己負担の計算方法

- 月の 1 日から末日までの暦月ごとの受診について計算します。
- 入院時の食事代や保険のきかない差額ベッド料など保険診療の対象とならないものは除きます。
- 限度額は医療機関ごと、また入院、外来ごとで別々に計算しますので、同じ月に複数の医療機関での受診や入院、外来の両方で受診している場合には、それぞれ限度額までのお支払いが必要になります。
- それぞれの自己負担額が 21,000 円以上でかつ、それらを合計し限度額を超える場合は申請により後から払戻しが受けられます。

有効期限

- 申請した月の初日から翌年度の7月末日(申請した月が4月から7月までの場合はその年の7月末日)までとなります。

標準負担額減額認定証も併せて1枚の認定証となっています

- 住民税非課税世帯の人(オ)は標準負担額減額認定証を医療機関に提示することにより入院時の食事代が下表のとおりになります。

区分		食事代(1食)	
		R7.3 まで	R7.4 から
ア・イ・ウ・エ		490円	510円
オ	90 日までの入院	230円	240円
	90 日を超える入院 ※ それを証明する書類を添えて申請が必要です。申請した翌月から適用になります。	180円	190円

マイナ
保険証を
使おう!!



〈問い合わせ先〉
南国市役所 市民課 国保係
TEL 880-6555
FAX 863-1523